

業務実績等報告書様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1 政策的意義の高い都市再生等の推進		
	(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 9 号並びに附則第 12 条第 1 項第 6 号等
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
コーディネート及び事業の実施地区数 (計画値)	330 地区	—	237 地区	262 地区	260 地区	—	—	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	—	—
コーディネート及び事業の実施地区数 (実績値)	—	—	259 地区	273 地区	267 地区	—	—	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	—	—
達成率	—	—	109%	104%	103%	—	—	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	—	—
都市再生事業等に係る民間建設投資誘発効果 (計画値)	1.8 兆円	—	1.4 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	—	—	経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	—	—
都市再生事業等に係る建設投資誘発効果 (実績値)	—	—	1.6 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	—	—	行政コスト（百万円）	171,496	122,638	98,939	—	—
達成率	—	—	114%	100%	100%	—	—	従事人員数（人）	752	773	782	—	—
都市再生事業等に係る経済波及効果 (計画値)	3.6 兆円	—	2.8 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	—	—						
都市再生事業等に係る経済波及効果 (実績値)	—	—	3.1 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	—	—						
達成率	—	—	111%	100%	100%	—	—						

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 1. 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ICT等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。</p> <p>都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。</p> <p>このため、機構は、こうした状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型SPCの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投</p>	<p>I 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じ</p>	<p>I 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じ</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネート及び事業の実施地区数 260 地区 ・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆3,000億円規模 経済波及効果 2兆6,000億円規模 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） ・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の公共性、中立性、ノウハウを生かした、コーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。 ・ 都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、コーディネート及び都市再生事業を実施したか。 ・ 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネート及び事業の実施地区数 267 地区 ・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆3,000億円規模 経済波及効果 2兆6,000億円規模 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 122 地方公共団体 ・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 44 地方公共団体 	<p>I-1</p> <p><評定と根拠> I-1-(1)</p> <p>評定：B</p> <p><評価の概要></p> <p>令和3年度においては、我が国の都市政策上の重要課題へ対応するため、公的機関ならではの機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、中期目標における重要度及び難易度「高」の当該目標について、計画値を上回る267地区でコーディネート及び事業を実施した。各地区の着実な事業等の推進により、民間建築投資誘発効果1兆3,000億円規模、経済波及効果2兆6,000億円規模の実績をあげた。</p> <p>また、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を進め、全国の地方公共団体に対応できるように体制等を整備・強化等し、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。</p> <p>都市災害対策として防災性向上や減災対策等を図るため、密集市街地では地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、整備改善・不燃化促進するとともに、南海トラフ地震等による津波被害を想定した事前防災まちづくりの推進についても支援した。</p> <p>政策的意義の高い都市再生等の推進にあたっては、大都市における競争力を強化する交通インフラの整備や、地方都市等における地域の</p>	

<p>資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。</p>	<p>た多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や界限性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>た多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、交流・滞在空間の創出も視野に、大規模開発や高度利用によらない個性や界限性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進したか。</p> <p>・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。</p>		<p>特性や資源を活かしたまちづくり、安全・安心なまちづくりに当たっての都市災害に対する脆弱性の克服等、複雑で多岐にわたる中で都市政策上の課題がある。その中で機構は各地区において、それぞれの地区の課題や背景に応じて、様々な立ち位置・役割でまちづくりを実施・支援しており、機構が関わることで、地方公共団体や民間事業者だけでは成しえなかった大規模な整備や新たな価値の創出、投資の誘発、中長期的な視点を持ったまちづくりを実現している。</p> <p><具体的な事例・評価></p> <p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p>
<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要な経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けたコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当た</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当た</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、土地区画整理事業の施行者として、駅北周辺地区と駅街区地区において2つの事業を進めてきており、令和元年度には高輪ゲートウェイ駅が開業した。令和3年度は、駅北周辺地区において民間事業者による施設建築物の建築工事の着工や地区計画・特区変更に係る事業計画変更認可を取得するなど、事業を着実に推進した。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、都市機能の強化だけでなく、世界遺産（原爆ド</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、土地区画整理事業の施行者として、駅北周辺地区と駅街区地区において2つの事業を進めてきており、令和元年度には高輪ゲートウェイ駅が開業した。令和3年度は、駅北周辺地区において民間事業者による施設建築物の建築工事の着工や地区計画・特区変更に係る事業計画変更認可を取得するなど、事業を着実に推進した。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、都市機能の強化だけでなく、世界遺産（原爆ド</p>	<p>「特定都市再生緊急整備地域」全15地域のうち13地域でコーディネート及び事業を実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与し、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や、公平中立性を活かし、輻輳する事業や属性の異なる権利者等の協議調整をまとめていくなど、民間事業者等との多様な連携の下、都市の国際競争力基盤創出に大きく貢献した。</p> <p>「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、リニア開業等とあわせたスケジュールを遵守した各種調整・整備が必要とされている。機構は、鉄道2者を中心とした関係者間の調整や関連スケジュールに合わせた都市計画手続き等を円滑に実施し、複数の都市基盤整備を一体的に推進することで、「国際交流拠点・品川」の実現に寄与した。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、原爆ドーム周</p>

	<p>っては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>	<p>っては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>		<p>ム) にふさわしい景観形成やインフラ施設の機能更新が求められている。令和3年度は、これらを実現する第一種市街地再開発事業において、機構が代表施行者として事業に参画し、市・民間事業者間の合意形成を実現して都市計画決定に至った。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、国家的プロジェクトとして、産官学連携の下、1期開発事業から多面的・連続的・継続的にエリアに関与し、事業展開を行っている。令和3年度は、2期開発区域において、民間開発事業者への土地引渡し等により事業を着実に推進するとともに、地域の団体や企業と連携して地域価値向上に資するイベント等を実施した。</p> <p>「東京駅前八重洲地区（東京都千代田区）」においては、国内最大規模のバスターミナルの整備を推進している。令和3年度は、バスターミナルの正式名称（「バスターミナル東京八重洲」）とロゴが決定するなど、令和4年度の先行開業に向けて、事業を着実に推進した。</p> <p>「三宮クロススクエア東地区（兵庫県神戸市）」においては、各社駅等をつなぐ公共動線の実現に不可欠な新駅ビルとその周辺の公共施設の整備が求められている。令和3年度は、市・鉄道業者と3者による連携・協力協定を締結してまちづくりを進めることに合意し、機構が新駅ビル事業に共同事業者として参画することとなった。</p>	<p>辺の景観の改善、事業区域内に位置する変電所の機能中断しない形での更新など、まちの複数課題を一体的に解消する事業スキームを提案・構築し、官民連携による都心再生のリーディングプロジェクトとして第一種市街地再開発事業を推進した。これらを通じて、市の目指すまちづくりの実現に寄与している。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、基盤整備（土地区画整理事業・防災公園街区整備事業）と民間事業者提案による公共空間の一体的整備・施設誘導を図ることで、「みどり」と「イノベーション」の融合拠点の形成を着実に推進するとともに、2期開発区域内の芝生広場「うめきた外庭 SQUARE」においては地域の団体や企業と連携して地域価値向上に資するイベント等を実施している。これらの施策を通じて、関西圏の広域中枢拠点にふさわしいまちづくりと更なる価値の向上を推進している。</p> <p>「東京駅前八重洲地区（東京都千代田区）」においては、東地区・北地区・中地区という3つの第一種市街地再開発事業を支援。機構が参加組合員としてバスターミナル床を順次取得し一体的に管理・運営するとともに、一定期間保有することでバスターミナル開業後の稼働・経営の安定を下支えすることを計画している。これらの施策により、国際都市東京の玄関口にふさわしい交通結節機能の強化の実現に寄与している。</p> <p>「三宮クロススクエア東地区（兵庫県神戸市）」においては、機構の経験・ノウハウを活かして市・鉄道業者間の計画調整を実施し、新駅ビル</p>
<p>②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 周辺地域を含む地域全体の活力の</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p>		<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p>	

<p>源泉である地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、地方都市等における現状を踏まえ、取組を一層強化・推進することとし、地方公共団体等と連携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>	<p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>		<p>地方公共団体とのパートナーシップの下、地方都市が抱える様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支援を積極的に推進し、国土交通省の「新しいまちづくりのモデル都市」や「ウォークアブル推進都市」への支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、機動的な土地取得・保有等により、市主導のまちづくりを支援・補完し、第一種市街地再開発事業を推進している。令和3年度は、施行者として第一種市街地再開発事業を着実に進捗させることで起工式を迎え、建築工事に着工した。</p> <p>「荒尾市街地地区（熊本県荒尾市）」においては、市が掲げるウェルネスシティの実現に向け、市の基本構想策定の検討等に対する各種支援を行っており、令和3年度は、ウェルネス拠点施設に係る実施方針の策定や民間事業者の公募に至った。</p> <p>「美波町（徳島県）」においては、平成30年の協力協定の締結以降、高台での公園整備等の技術支援を行ってきた。令和3年度は、地元における技術支援の拠点等として活用するサテライトオフィスをオープンした。</p>	<p>と公共施設を一体で整備する計画となっている。本整備を通じて、各社駅をつなぐ公共動線や人と公共交通優先の道路空間の実現に貢献し、市の重要施策である三宮周辺の再整備を推進する。</p> <p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を深め、コロナ禍でも全国の地方公共団体に対応できるよう体制等を整備・強化等したことにより、機構の認知度が徐々に浸透し、地方公共団体からの相談が着実に増加した。また、それら多種多様な相談・課題に対し、地域の特性や資源を活かすことを念頭に置き、広域的な視点をもって、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。まちづくり関連計画の検討、官民連携によるまちづくり組織の立ち上げ等の支援を通じ、各地方公共団体が掲げるKPI（重要業績評価指標）の実現に寄与し、122の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、面的かつ継続的に事業に関与し、同エリアの核となる第一種市街地再開発事業を推進している。また、地元主導かつ持続可能なまちづくりへの転換に寄与するよう取得土地の活用方策を検討したり、イノベーション創出に向けた研究に協力機関として参画するなど、市の目指すまちづくりの実現に貢献している。</p> <p>「荒尾市街地地区（熊本県荒尾市）」においては、機構のノウハウを</p>
<p>③防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防</p>		<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>安全・安心なまちづくりを推進するため、地方公共団体等との適切な役割分担の下、密集市街地の整備改善や事前防災まちづくりを積極的に推進した。</p>	<p>「荒尾市街地地区（熊本県荒尾市）」においては、機構のノウハウを</p>

<p>場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、必要な措置があらかじめ講じられた防災性向上による安全・安心なまちづくりを進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。</p> <p>また、マンションの管理者等からの委託を受けた場合において、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施すること。</p>	<p>災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>	<p>災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>		<p>首都圏では 23 区を中心に多数の自治体の要請を受け、多様な事業メニューを活用した密集市街地改善を推進した。関西圏においては、他の政策上の課題や優先順位等の問題上、東京都と比べ密集市街地改善が進んでいなかったが、地方公共団体の意欲等を足掛かりとして密集市街地改善に着手した。令和 3 年度においては全国 19 エリア（首都圏 17 エリア、関西圏 2 エリア）にて事業中である。</p> <p>また、南海トラフ地震対策等の事前防災まちづくりの推進が求められている中で、令和 3 年度は徳島県や高知県において各種支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「千葉県蘇我スポーツ公園（千葉県千葉市）」においては、大規模製鉄所の移転に伴い発生した跡地の土地利用転換が長期間にわたって行われてきた。令和 3 年度は、全ての整備が完了し、令和 4 年度当初に公園が全面的に供用開始される予定となっている。</p> <p>「藤枝総合運動公園（静岡県藤枝市）」においては、過去に機構が整備した大規模公園施設について、短期間で改修し供用開始する必要があるため、機構は設計・工事を受注しているところ。令和 3 年度は、一部箇所改修工事に着手するなど、整備を着実に推進している。</p> <p>高知県においては、南海トラフ地震等による市街地の被害が想定される中、事前防災まちづくりの推進が喫緊の課題となっている。機構は高知県事前復興まちづくり計画策定指針検討会に委員として参画し、助言・支援を行ってきた。令和 3 年</p>	<p>活かして、市が行うウェルネスタウンの実現に向けた各種都市機能立地の誘導支援やスマートシティ推進構想の実現に向けて協力した。また、土地区画整理事業の技術支援を行い、競馬場跡地の大規模な土地利用転換を推進するなど、市の目指すまちづくりの実現に寄与している。</p> <p>「美波町（徳島県）」においては、安全・安心な暮らしを実現する防災への取組と、サテライトオフィスの誘致をはじめとする過疎地域振興の取組が推進されている。機構は、ノウハウを活かした技術支援を行い、津波防災まちづくりを推進するとともに、サテライトオフィスの設置により町の目指す過疎地域活性化への貢献を企図している。</p> <p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害対策として防災性向上や減災対策等を推進するため、密集市街地では、地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、老朽木造住宅の密集による建物倒壊や延焼の危険性の高さ、狭隘な地区内道路による住民の避難や緊急車両の進入の困難さ等の地区の特性によって異なる課題に寄り添い、多様な事業メニューを活用した支援を行うことで、整備改善・不燃化促進に大きく貢献した。</p> <p>また、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援も推進した。</p> <p>これらの結果、防災性向上による安全・安心なまちづくりに関し、44 の地方公共団体の支援を実施する</p>
---	--	--	--	---	--

				度は、当該委員会で構築された関係を基に、黒潮町と津波防災まちづくりの推進に向けた協定を締結した。	に至った。	
	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、中期目標期間中に 330 地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に 1 兆 8,000 億円規模の民間建築投資を誘発し、3 兆 6,000 億円規模の経済波及効果を見込む。</p>	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、令和 3 年度中に 260 地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に 1 兆 3,000 億円規模(累計で 1 兆 6,000 億円規模)の民間建築投資を誘発し、2 兆 6,000 億円規模(累計で 3 兆 1,000 億円規模)の経済波及効果を見込む。</p>			<p>「千葉県蘇我スポーツ公園(千葉県千葉市)」においては、土地区画整理事業・街路整備・防災公園整備等の 20 年間に及ぶ市街地整備により大規模低未利用地の土地利用転換を実施した。民間工場跡地を防災公園として再生し、市策定「蘇我特定地区」整備計画で目指す、平常時はスポーツ振興、災害時は広域防災の拠点とする公園づくりを実現した。</p> <p>「藤枝総合運動公園(静岡県藤枝市)」においては、機構が過去に整備した大規模公園施設の再整備に参画している。機構がノウハウ・マンパワーを補完し、防災機能を持つサッカー場の再整備を限られたスケジュールを遵守して実施することで、危機管理体制の強化・サッカーを核としたまちづくりの推進という市の重要施策の実現に寄与している。</p> <p>高知県内においては、高知県との関係構築を契機として、県内の市町に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等の経験を活かした支援等を行い、事前防災まちづくりの推進に寄与した。</p> <p>このように、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B 評定とする。</p>	

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に 1. 1 倍以上の乖離がある理由は、不用による減によるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (2) 災害からの復旧・復興支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条等
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (計画値)	50 回	—	10 回	10 回	10 回	—	—	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	—	—
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (実績値)	—	—	27 回	18 回	34 回	—	—	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	—	—
達成率	—	—	270%	180%	340%	—	—	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	—	—
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (計画値)	50 団体	—	10 団体	10 団体	10 団体	—	—	経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	—	—
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (実績値)	—	—	18 団体	13 団体	14 団体	—	—	行政コスト（百万円）	171,49	122,638	98,939	—	—
達成率	—	—	180%	130%	140%	—	—	従事人員数（人）	752	773	782	—	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(2) 災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。</p> <p>このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。 ・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。 ・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行うこと。 	<p>(2) 災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p> <p>① 災害からの復旧支援 災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>	<p>(2) 災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、令和元年7月に災害対策基本法における指定公共機関に指定されたことを踏まえ、国、関係機関との更なる連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p> <p>① 災害からの復旧支援 災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣、住家の被害認定調査等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 10回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 10団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数 ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数 ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を生かした積極的な支援を行ったか。 ・国・関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対して事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行ったか。 ・これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 34回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 14団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への支援職員の派遣数 30人・日 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 9回 <p>① 災害からの復旧支援 静岡県熱海市をはじめとして広域に甚大な被害をもたらした令和3年7月1日からの大雨及び令和3年8月の大雨において、九州地方整備局へのリエゾン派遣、国・地方整備局へのメール連絡等、積極的に情報収集にあたった。具体の支援としては、令和3年7月1日からの大雨においては内閣府との連携協定に基づき、罹災証明書発行のために必要となる住家の被害認定調査に関して、被災した5県（静岡県、広島県、鹿児島県、鳥取県、島根県）に対し約18人・日の支援を実施し、令和3年8月の大雨においては、被災した4県（福岡県、長野県、岐阜県、佐賀県）に対し約5人・日の支援を実施した。また、令和4年福島県沖を震源とする地震においては、被災した2県（福島県、宮城県）に対し約7人・日の支援を実施した。上記の災害を含めて、国や地方整備</p>	<p><評定と根拠> I-1-(2) 評定：A</p> <p><評価の概要> 豪雨や地震の発災前又は直後から、地方整備局へのリエゾン派遣や国、地方整備局へのメール等による情報収集を迅速に実施するとともに、大規模災害時には職員のべ30人・日による支援を実施し、被災者の迅速な生活再建支援に寄与した。特に被害が甚大であった静岡県熱海市においては、職員を派遣して住家の被害認定業務支援を実施し、熱海市長からお礼状を受領した。</p> <p>長野県佐久地域における災害復旧工事マネジメント業務は、当業務の効果と知見を取りまとめる目的で実施した災害復旧に支援に係る勉強会における成果をリーフレットとしてとりまとめるとともに、国土交通省が実施する「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」に提供し、佐久の事例が好事例として紹介された。</p> <p>激甚化する災害への対応として、「江の川流域治水推進室」（以下、推進室という。）への技術的支援においては、推進室への支援、「治水とまちづくり連携計画」策定への貢献により推進室から感謝状を受領した。</p> <p>豪雨災害が頻発している九州支社に実員を配置したほか、人材育成においては6回の研修にのべ314人が参加するなど、災害時に円滑に対応できる体制を強化した。</p>	

	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。</p> <p>また、平成28年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ適切に実施する。</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。</p> <p>平成28年熊本地震にかかる復興支援については、被災地方公共団体の意向を踏まえ、引き続き適切に実施する。また、令和元年東日本台風で甚大な被害があった長野県における災害復旧工事マネジメント業務を適切に実施するとともに、効果検証を行う。</p>		<p>局に対する情報収集を11回行った。</p> <p>② 災害からの復興支援</p> <p>令和元年東日本台風にて、甚大な被害を受けた長野県佐久地域において、約700箇所に及ぶ公共土木施設をはじめとした災害復旧工事の円滑な推進・早期完了を目的とし、多数の発注者間や多種多様な復旧工事間の横断的な調整を実施した「災害復旧工事マネジメント業務」が、令和3年9月に完了した。</p> <p>令和3年度は学識・専門家等による「佐久地域を例とした災害復旧支援に係る勉強会」（以下、災害復旧支援に係る勉強会という。）を設置し、令和4年3月に本業務の効果や他地域での活用に向けた留意点等を取りまとめたリーフレットを作成し記者発表を行った。令和4年度は本リーフレットを活用し地方公共団体への災害復旧工事マネジメント業務の普及・啓発に取り組んでいく。また、令和3・4年度に国土交通省が実施する学識等により構成された「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」において、ガイドラインの作成及び災害復旧に係る制度改善の実現を目的とした検討が実施されており、機構も委員として協力、勉強会の成果を提供し佐久の事例は勉強会において好事例として紹介された。</p> <p>頻発化・激甚化する豪雨災害への対応として、流域治水関連法が整備され、防集法（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）と機構法の改正により、機構は全国の地方公共団体からの委託に基づき、防災集団移転促進事業を実施することが可能</p>	<p>啓発活動では、令和3年8月に完成した東日本大震災の復興事業誌を活用し、東日本大震災の教訓等についての講演・講義等を9回実施したほか、住家の被害認定業務説明会における講義を17回実施し、年度計画を大きく上回る34回（計画値対比340%）の啓発活動により地方公共団体等の災害対応力の向上に寄与した。なお、令和元年度以降の実績が計79回となり、今中期計画期間の目標である50回を達成した。</p> <p>関係構築については、新たに人員を配置した九州の県、過去の被災県を中心として14団体（計画値対比140%）と新規の関係づくりを進めるとともに、既に関係を構築している団体のニーズに対応したセミナーや講義の実施、共同研究の継続等によりさらなる連携を強化し、地方公共団体等の災害対応力向上に寄与した。</p> <p><具体的な事例・評価></p> <p>① 災害からの復旧支援</p> <p>豪雨や地震の発災前又は直後から、地方整備局へのリエゾン派遣や国、地方整備局へのメール等による情報収集を迅速に実施したほか、住家の被害認定業務支援においては、令和3年度より機構が市町村向けの説明会において概要、留意点、調査方法等についての講義を実施した。また、令和3年7月1日からの大雨においては、静岡県熱海市の土砂災害被害が甚大であったことから、現地への派遣による調査計画の策定支援をのべ8人・日実施し、熱海市長よりお礼状を受領するなど、被災者の生活再建支援に寄与した。</p> <p>② 災害からの復興支援</p>
--	--	---	--	---	--

				<p>となった。</p> <p>令和3年4月、過去多くの洪水被害が発生している江の川水系においては、国、島根県、広島県、沿川市町（江津市、川本町、三郷町、邑南町、三次市、安芸高田市）により設置された「江の川流域治水推進室」（以下、推進室という。）と機構の間で河川整備とまちづくりの一体的推進を目的とした覚書を締結し、推進室に対する技術的支援を開始した。機構は東日本大震災からの復興やまちづくりにおけるノウハウを活用して、推進室による沿川市町の方針や地元の意向を踏まえた共通指針作成を支援し、推進室は令和4年3月に「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）【第1版】」を全国に先駆けて策定・公表した。令和4年度については、整備方針が固まった地区に対する地区別計画の策定及び事業推進等の支援を実施していく。また、その他の地域（武雄河川事務所、福島県玉川村、茨城県大洗町）からも防災集団移転促進事業に関する相談を受け、相談対応を実施している。</p>	<p>長野県佐久地域において実施した災害復旧工事マネジメント業務においては、令和3年9月に業務を完了した。災害復旧支援に係る勉強会において、主に「各種会議体の運営による多様な災害復旧工事関係者間の協力体制の構築」「多様な災害復旧工事に係る情報集約と分析による課題の見える化と共有」「施工時期の平準化や工事資源（資材や労務）の最適化調整による必要資材の安定確保」の3点で災害復旧工事マネジメント業務による効果を発揮したという評価を確認できたため、今後、円滑な災害復旧を行うために、地方公共団体や事業者等に対して、災害復旧工事マネジメント業務の普及・啓発を目的としてリーフレットを作成した。</p> <p>令和4年度においては、災害復旧対象施設の数及び種類が多く発注者が多岐にわたる場合や、被災エリア全体の早期復旧が求められる場合等に活用できるよう地方公共団体への普及を実施していく。また、国土交通省の「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」に機構も委員として参画し協力、当勉強会の成果を提供し、佐久の事例は好事例として紹介された。</p> <p>江の川流域治水推進室への技術的支援においては、流域市町の方針や地元意向を踏まえた河川整備計画についての検討支援や「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）」の策定支援について、推進室から感謝状を受領した。なお、防災集団移転促進事業については、江の川流域市町以外にも相談を受け、地域や集落のあり方に</p>
<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。</p> <p>また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、外部の専門家の知見の活用や内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団</p>		<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>令和3年4月から、近年豪雨災害が頻発している九州支社に実員を配置し、体制を整備した。人材育成や訓練については、全国の本部、支社、事務所等を対象とした研修を6回、訓練を3回実施した。具体的な研修としては、住家の被害認定業務研修（中級）を6月の出水期前に実施したほか、近畿市町村災害復旧相互支援機構（関係構築にも記載）への派遣候補者向け説明会、復興ノウハ</p>		

	<p>防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を50回実施することに加え、50団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>	<p>体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を10回実施することに加え、10団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>		<p>ウ継承を目的とした東日本大震災にかかる復興支援業務報告会、被災宅地危険度判定広域支援研修、被災宅地危険度判定士講習会を実施し延べ314名が参加した。なお、発災に備えた研修以外にも、地区防災計画に関するパネルディスカッション、災害対応全般に対する研修など、新規の研修を企画・実施した。訓練については、本社総合災害対応訓練を実施したほか、近畿地方整備局が主催する発災時初動対応訓練や、全国被災建築物応急危険度判定協議会が主催する被災建築物応急危険度判定連絡訓練に合わせて機構内部における発災時の対応訓練を行った。</p> <p>事前防災、復旧及び復興支援に係る啓発活動については、「東日本大震災の復興経験から得られた教訓等（復興の計画策定・事前準備、事業実施段階における留意事項等に関する教訓）」（以下、東日本大震災の教訓等という。）についての啓発活動及び住家の被害認定業務説明会での講義を強化した。具体には、アーバンインフラテクノロジー推進会議（都市インフラ等に関わる民間企業や地方公共団体で構成する団体の研究発表の場）において、東日本大震災の教訓等に関する論文を発表したほか、ぼうさいこくたい2021において、実際に支援を経験した職員と学識経験者によるパネルディスカッションを実施するなど、9回の啓発活動において東日本大震災の教訓等を活用した。更に、内閣府との協定に基づき、県等の実施する市町村向けの住家の被害認定業務説明会において、地方公共団体職員への住家の被害認定調査の概要についての説明を</p>	<p>ついて十分に議論・調整がされていない状況等の課題が見られたため、相談対応を実施している。</p> <p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>近年、豪雨災害が頻発している九州支社に実員を配置し体制を整備したことで、令和3年度は東北地方整備局に1回、九州地方整備局に2回リエゾンを派遣し、迅速に情報収集を行うことができた。人材育成においては計6回の研修に延べ314人が参加するなど、災害時に円滑に対応できる体制を強化した。既存の研修についても、受講者からの意見や国の動向等をふまえた改善を行い研修内容の充実を図ったほか、オンライン対応または録画対応を実施し、職員の受講機会の創出・受講者増につなげ、職員の災害対応に関する知識の向上に寄与した。</p> <p>啓発活動に関しては、東日本大震災の教訓等についての講演・講義等を強化し、アーバンインフラテクノロジー推進会議等においては、東日本大震災の教訓等に関する論文を発表し「事業の各段階に沿って、教訓として整理した有益な内容」との評価を受け奨励賞を受賞したほか、国内最大級の防災イベント「ぼうさいこくたい」において東日本大震災の教訓等に関する講演や、教訓を継承していくことについて学識者・機構職員によるパネルディスカッションを実施し、参加者から「教訓により、事前準備の重要性を認識できた」等の評価をいただいた。また、兵庫県まちづくり技術センターが主催した「まちづくり研修」においては、東日本大震災の教訓等に関する講義を実施し、参加者から「今後</p>	
--	---	---	--	--	---	--

				<p>17回行った。34回の啓発活動のうち25回においてオンラインを活用し効果的に実施した。</p> <p>復旧・復興に資する関係構築については、今年度新たに人員を配置した九州の3県、過去の被災県等を中心に14団体と新たに関係を構築し、発災時の連絡体制の構築や、平時における相互の災害対応力の向上に関する意見交換を実施した。東京都からは、東日本大震災等で実際の復興現場に携わった経験を背景として都市復興訓練への協力依頼を受け、訓練のコーディネーターとして機構職員を派遣し議論のサポートやアドバイスを行うと共に、東日本大震災での復興支援の事業手法や教訓等について講演を実施した。また、地方公共団体における技術者不足と災害復旧のノウハウ不足への対応として市町村が相互支援する目的で設立した近畿市町村災害復旧相互支援機構から、機構の市街地開発事業や震災復興事業等における経験や技術力等を背景として依頼を受け、支援協力することとした。令和3年度は、災害時の派遣に備えた人材育成として、派遣候補者向け研修を計4回（3回は支援機構事務局等による講義への参加、1回は機構独自）実施した。</p> <p>関係構築済団体に対しても、各地方整備局が主催する会議体・訓練への参画、講演の実施等各団体のニーズに合わせた連携を強化した。具体には、関東地方整備局が主催する関東防災連絡会への参加、大阪府が主催する市町村向け住家の被害認定業務説明会における講義の実施、機構が主催する研修への神奈川県・神奈川県住宅供給公社等の参加等の連携を行った。上記の機関以外に</p>	<p>の業務の中で生かせる内容である」等の評価をいただいた。</p> <p>令和2年度から実施している住家の被害認定業務説明会においては、今年度から概要、具体の調査方法等講義の全編を機構にて担当し、依頼元の要望に応じた構成で講義を実施することができ、開催した地方公共団体から「大変有意義であった」との評価をいただいた。</p> <p>関係構築においては、東京都が定める訓練計画において、東日本大震災等での復旧・復興等における実践的な経験内容を提供し、参加した市区町村の職員から「復興事業の具体的事例をもとにした助言や講義が参考になった」といった声をいただくなど、市区町村職員の防災力向上に寄与した。</p> <p>関係構築済団体に対しては、各団体のニーズに合わせた連携を強化した。具体的には、大阪府との意見交換を通じ、府下市町村への研修対応が不足していることを把握した上で、住家の被害認定業務研修の講師依頼を受け、合計2回実施し、評価をいただいた。そのほか地方整備局に対しては、各地方整備局が主催する情報交換会等の会議体への参加や訓練への参画、中部地方整備局と連携した災害に強いまちづくりセミナー、四国地方整備局と連携した災害に強いまちづくりシンポジウムにおける講義の実施、関東地方整備局との災害対応の連携に関する覚書締結など、連携を強化した。</p> <p>防災科研との共同研究においては、内閣府が令和4年度に実施する民間事業者への調査と連携しながら、住家の被害認定調査を主軸とした危険度判定、罹災証明申請・発行、</p>
--	--	--	--	--	--

				<p>も、「国立研究法人防災科学技術研究所」(以下、防災科研という。)とは、災害に強い社会の実現に貢献することを旨とした取組を継続している。具体には、災害時の応援受援活動の円滑化を目的とした共同研究(以下、共同研究という。)において、令和3年度は応援側である民間団体(建築士会、不動産鑑定士協会、行政書士会、土地家屋調査士会、計191団体)へのアンケート及びヒアリングを実施し、官民連携に関する現状・課題の把握と応援受援体制のあり方についての検討を実施したほか、防災科研が実施している街区免震の試設計に対し、機構が実務的な視点からの情報提供を実施するなど、互いの強みを活かした連携を強化している。また、関西大学との共同研究においては、「ハザードマップ」及び「タイムライン」に関する施策の実態と有効性などを検証する目的で、市町村(1,084団体)を対象にアンケート調査を実施した。令和4年度においても、引き続きこれらの共同研究を実施し、関係構築先と互いの強みを活かした連携を継続していく。</p>	<p>仮設住宅等の一連の生活再建等に関する災害対応についての横断的な支援(パッケージ支援)の仕組みづくりへの貢献を目指していく。</p> <p>令和3年度から実施している関西大学との共同研究においては、「ハザードマップ」及び「タイムライン」に関する効果・有効性等に関する地方公共団体向けのセミナーを実施するなど、関係構築先と互いのノウハウ・リソースを活用し災害に強い社会の実現への貢献を目指していく。</p> <p>その他にも、関連会社である(株)関西都市居住サービスが主催し、機構と日本総合住生活(株)が共催、(株)URリンクージ、関西文化学術都市研究センター(株)が協賛(国土交通省近畿地方整備局、神戸市北神区役所、富田林市、香芝市、広陵町、和泉市、西宮市が後援)した災害写真展「地域で守る、家族で支える、日本の災害と復興展」が、市民の防災意識向上に寄与したとして、西宮市長より表彰を受けた。</p> <p>災害の頻発化・激甚化、大規模地震発生に関するリスク増加、地方公共団体の災害対応力の不足という社会課題に対して、災害復旧工事マネジメント業務や住家の被害認定業務支援等の各種支援、これまでの復旧・復興やまちづくり、災害対応支援における知見を活用した啓発活動や関係構築により対応した。</p> <p>このように、量及び質ともに年度計画を大きく上回る成果をあげた点を考慮し、A評定とする。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、不用による減によるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (3) 都市開発の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条2項6号等
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (計画値)	10件	—	2件	2件	2件	—	—	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	—	—
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (実績値)	—	—	2件	3件	2件	—	—	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	—	—
達成率	—	—	100%	150%	100%	—	—	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	—	—
								経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	—	—
								行政コスト（百万円）	171,49	122,638	98,939	—	—
								従事人員数（人）	34	39	43	—	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、海外における都市開発事業について、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、案件形成の川上段階から積極的に関与することが求められている。</p> <p>このため、機構は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。</p>	<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、10件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>	<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、社会情勢等を踏まえながら、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、2件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p> <p>さらに、豪州については現地拠点を設置し都市開発事業の支援を推進する。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 2件 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の海外展開支援に係る研修・視察の受入れ件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 2件 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の海外展開支援に係る研修・視察の受入れ件数 18件 <p>海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進を図るべく、事業進展の各段階において、相手国機関や企業との連携をはかりながら、都市開発プロジェクトの計画策定・事業支援を進めた。</p> <p>具体的な事例は以下のとおり。</p> <p>インドネシアのジャカルタ首都圏における国鉄やMR T（地下鉄）の鉄道駅周辺における公共交通指向型開発（TOD）分野を担う公営企業であるジャカルタ首都圏交通統合公社（以下、MITJという。）との間で、機構が経験、知見を有するTODに関する意見交換を続けてきた。令和3年度、MITJが行うジャカルタにおける新たなTODプロジェクトの実現の支援、並びに日本において機構が長年培ってきたTODの経験及び知見の提供によるMITJ職員の能力向上を目的とした覚書を交換した（令和4年1月）。覚書交換後は、MITJとともに、ジャカルタ首都圏の中心部におけるTODにおいて日本企業参画機会の創出を踏まえた検討に共同で着手している。</p> <p>カンボジアでは、経済財政省と機構の間で、機構が経験及び知見を有</p>	<p><評定と根拠> I-1-(3)</p> <p>評定：B</p> <p><評価の概要></p> <p>海外の都市開発事業等への我が国事業者等の参入促進を目的に、都市開発プロジェクトの計画策定・事業支援への新たな着手に係る業務を行っているが、コロナ禍により海外渡航を実質的に停止せざるを得ない状況が令和3年度も続いており、相手国機関との連携や新たな関係構築に支障をきたす状況下ではあったが、ウェブ会議等を駆使して先方との協議を重ねて関係構築を進めた。その結果、インドネシアとカンボジアにおいて、公共交通指向型開発や公有地開発等にかかる計画策定及び事業支援に関して、当初の目標通り2件の覚書交換が実現でき、日本企業の進出可能な案件組成に向けた検討・協議を推進する体制を構築したこと及びウェブセミナー等を通して相手国との関係構築や機構の都市開発実績・知見を共有できたことが評価できる。</p> <p>また、大規模都市開発のプロジェクトに係る海外への支援に係る業務として、オーストラリア・西シドニー新空港周辺開発に関して、技術支援を推進するとともに、機構が初となる海外事務所設置を行った。これにより、コロナ禍においても継続的かつ有用な支援を行うことができ、現地での情報取得やニーズの把握等により、新規案件の発掘や関係構築の強化を行うことができたため、今後の大きな成果が期待され</p>	

				<p>する公有地の有効活用に関する意見交換を続けてきた。令和3年度、プノンペン都における公有地の有効活用に必要な意見交換や情報共有を図ることを目的とした覚書を交換した(令和4年3月)。上記覚書交換後、日本企業参画を念頭にプロジェクト組成について検討を予定している。</p> <p>なお、過年度から継続して支援している国のうち、主要な国においては以下のとおり支援を進めている。</p> <p>オーストラリアについては、支援の強化を目的として、令和3年4月に現地事務所を開設し、現地に職員3名が駐在して、ウェスタン・パークランド・シティ公社(以下、WPCAという。)をはじめとした相手国機関への支援活動や新規の案件形成に向けた業務を行った。</p> <p>令和元年に締結した西シドニー新空港周辺エリアの開発に関するまちづくり計画の策定支援について、WPCAとの間のアドバイザー契約は令和3年9月に業務が完了したが、引き続き平成30年度に交換したニューサウスウェールズ州との覚書に基づき、「在豪日本大使館主催の第5回日豪インフラネットワークワーキング会合」や「NSW州・西シドニーにおける「みちびき」と宇宙データが拓く次世代の都市開発セミナー」等会議・セミナーにより日本企業参入に向けた情報発信を実施し、西シドニー新空港周辺エリアの都市開発に関する日本企業の進出に向けた支援を推進した。また、NSW州の公共住宅供給公社であるLAHC(Land-And-Housing-Corporation)と今後の連携について意見交換を行うなど、新たな関係</p>	<p>る。タイにおいても、タイ国鉄所有地における大規模都市開発の計画策定等に係る支援に関して、マスタープランの実現に向けての支援や日系企業の事業参画に向けた支援により、事業の推進が期待される。</p> <p><具体的な事例・評価></p> <p>覚書を交換した2件については、いずれも過年度から関係構築を進めてきた成果であり、具体的なプロジェクトの検討に着手するなど、我が国事業者の参入促進に向け、次のステップに繋がったという点で評価できる。</p> <p>個々の案件に関して、インドネシアについては、機構の日本におけるTOD開発の経験や知見について高く評価され、覚書の交換に至ることができた。本覚書に基づきジャカルタ首都圏の主要駅を含む82駅のTOD開発にかかる権限と使命を持つMITJのTODプロジェクトの組成推進に向けて連携することは、インドネシアにおいて、都市交通の課題解決に向けて非常に高い社会的意義があり、日本企業の進出が進んでいない公有地での都市開発分野における日本企業の事業機会創出という意味で意義深い。</p> <p>カンボジアについては、機構の日本における公有地の有効活用等の実績や知見に関して、カンボジアの公有資産管理機関である経済財政省から高く評価され、覚書の交換に至ることができた。本覚書に基づき、プノンペン都の公有地の有効活用推進に向けて連携することは、カンボジアにおいて、都市交通、防災等の課題解決に向けて非常に高い社会的意義があり、日本企業の進出</p>
--	--	--	--	--	---

				<p>構築を行った。</p> <p>タイについては、国交省・タイ運輸省、タイ国鉄との間で令和2年度に締結した協力覚書に基づく、タイ国鉄所有地における大規模都市開発の計画策定等に係る支援について、タイ側の幹部や関係機関が参加するステアリングコミッティにおいて、開発の方向性や必要な検討事項についてプレゼンテーションを実施。インフラ整備計画や開発ガイドライン等で一体性を確保しつつ、段階的に都市開発を進めることを確認しながら、日本側の提案したマスタープランの実現に向けての支援を行っている他、日系企業向けの都市開発セミナーにより日系企業の事業参画に向けた検討促進を支援している。</p> <p>このほか、海外への日本企業のインフラ展開のさらなる推進に資するべく、公的機関で連携し、開発途上国における包括的で住みよい都市環境整備と本邦企業の海外展開を推進することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下、JICAという。）との間で覚書を交換した。（令和4年3月）。本覚書を踏まえ、日本型のTODの海外における展開に向けた共同検討やJICAが行う上流段階でのマスタープランなどの相手国への計画策定支援による成果を日本企業が参画可能な具体的なプロジェクトにシームレスにつなげることを目指し、検討に着手している。</p> <p>人的支援に関しては、JICA長期専門家としての技術職員の派遣や、JICA本部、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機</p>	<p>が進んでいない公有地での都市開発分野における日本企業の事業機会創出の可能性を探るという意味で意義深い。</p> <p>過年度覚書を交換した国においても、我が国事業者の参入に向け、課題抽出や案件発掘、具体的検討を適切に実施している。</p> <p>オーストラリアでは、現地事務所の設置により、WPCAへの支援体制の強化、新規案件の発掘や関係構築の強化を図る拠点として様々な情報や相手方の課題やニーズを迅速かつ正確に把握することができるようになり、新規案件の発掘や相手国の公的な住宅関係機関などとの新たな関係構築も始まっており、今後の展開に期待ができる。</p> <p>タイ国鉄所有地における大規模都市開発の計画策定では、ステアリングコミッティにおいて開発の方向性や必要な検討事項についてタイ側と共有できており、また日系企業側への事業参画に向けた検討促進の支援を行ったことにより、事業の推進に寄与している。</p> <p>JICAとの覚書交換については、今回の覚書交換により、機構が60年以上にわたって培った住宅・都市開発事業の知見と、JICAのODAによる社会インフラ整備やマスタープラン策定支援等とを組み合わせることで、都市計画にかかる上流段階のマスタープラン策定支援を日本企業が参画する具体的なプロジェクトへシームレスにつなげることで、大きな相乗効果を生み出すことが期待できる。</p> <p>人的支援では、JICA長期専門家や、各機関への職員を派遣し、各組織においてUR都市機構の都市</p>
--	--	--	--	---	---

				<p>構（JOIN）等への職員の派遣により、各機関との連携強化及び人的支援を推進した。また、人材育成に関して、復職職員は海外展開支援部へ原則配置した。さらに、海外展開支援業務を希望する職員の社内公募を実施し、3名の職員を令和4年度の定期異動にあわせ海外展開支援部に配置することとした。</p> <p>海外の都市開発事業への日本企業の参入促進にあっては、コロナ禍により渡航が困難になったことから、対面式での海外からの視察・研修は、令和2年度に引き続き令和3年度も実施ができなかったが、計18件のウェブセミナーを開催し、海外にいる政府関係者や民間企業等に対して機構や日本の知見を紹介することができた。</p>	<p>開発等にかかる知見の共有やノウハウを伝えることができた。人材育成面では、派遣終了後の復職職員が、派遣先で得た知識と経験を、職員間で共有を図ったことにより、今後の海外部門の事業展開や海外展開支援業務に従事する職員のモチベーション向上への効果があった。</p> <p>このように、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評定とする。</p>
--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報
2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、不用による減によるものである。